

議案第 16 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 8 項第 4 号中「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 12 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 13 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第 13 条第 8 項第 4 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同条第 12 項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。